

◇番号	201601
◇研究機関名	産業技術総合研究所
◇件名	科学研究費補助金の不正使用について
◇経緯・概要	<p>(1) 発覚の時期及び契機</p> <p>平成 28 年 3 月、産総研コンプライアンス推進本部が行った調査において、科学研究費補助金の不正使用の疑いが認められた。</p> <p>(2) 調査に至った経緯等</p> <p>平成 27 年 9 月、産総研に対し、事業者から、事前の調達手続きが行われていない中、研究用の装置の改造に係る代金の支払いが求められた。このため、産総研としては、当該事業者に対し、研究者 A が先行発注を行ったものと判断し、必要な調達手続きを経た後、運営費交付金により当該代金を支払った。もとより産総研では、研究者による発注の権限は認められていないことから、コンプライアンス推進本部において、当該先行発注の事実関係についての調査を開始した（平成 27 年 10 月～）。</p> <p>調査の結果、研究者 A による先行発注の事実は認められなかったが、平成 28 年 3 月、調査の過程において、当該改造する元となったとされる装置について、実際には発注した装置とは異なる装置が納品されていた事実が判明したことから、産総研として、事実関係を精査した上で、日本学術振興会に対して報告を行うとともに、調査委員会を設置して、事実関係の確認、評価を行った。</p>
◇調査	<p>(1) 調査体制</p> <p>コンプライアンス推進を担当する 2 名の理事、企画本部副本部長及び第三者である弁護士 1 名からなる調査委員会を設置した。</p> <p>(2) 調査内容</p> <p>①調査期間</p> <p>コンプライアンス推進本部において平成 27 年 10 月から平成 28 年 5 月まで調査を行った上、調査委員会が平成 28 年 6 月に調査を行った。</p> <p>②調査対象</p> <p>コンプライアンス推進本部において、次の者及び経費について調査を行った上で、当該調査について、調査委員会が事実関係の確認と評価を行った。</p> <p>&lt;調査対象者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究者 A 及び研究者 A が研究分担者となっている科学研究費補助金の研究代表者</li> <li>・ 平成 26 年度及び 27 年度の調達に係る納入業者 B、C</li> <li>・ 研究者 A の行った調達手続きに関わった決裁者等</li> </ul> <p>&lt;調査対象経費&gt;</p> <p>研究者 A に研究分担者として配分された平成 26 年度の科学研究費補助金及び平成 27 年度の運営費交付金を用いて納入業者 B、C に対して支払われた物品費を対象として調査した。</p> <p>③調査方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 上記②に掲げる研究者、決裁者等に対するヒアリング</li> <li>・ 上記②に掲げる納入業者に対する書面調査、その営業担当者等に対するヒアリング</li> <li>・ 上記②に掲げる物品費に係る経理関係書類の調査</li> </ul> <p>④調査委員会開催日時・内容</p> <p>平成 28 年 6 月 1 日 13 時から調査委員会を開催し、コンプライアンス推進本部が行った調査に係る事実関係の確認と評価を行った。</p>

◇調査結果

(1) 不正等の種別  
品名替え

(2) 不正等の具体的な内容

①動機・背景

研究者Aは、分担研究者としての研究の必要上、平成26年度当初に計画していた装置に代えて真空プラズマ装置（以下「プラズマ装置」という。）を購入しようとしたが、その価格が平成26年度に配分されていた予算の残額を超過したことから、平成26年度の実担金でプラズマ装置の一部機能を除いた装置（以下「一部装置」という。）を購入し、ついで、平成27年度の予算で一部装置を改造することによって、最終的にプラズマ装置を調達することとした。

②手法

研究者Aは、上記の2か年度にわたる調達の方針を納入業者Bと合意したが、納品期限（平成27年2月27日）までに一部装置を納品できないことが判明したことから、納入業者Bに対し、別の装置を納品するよう求める一方、所内の調達手続きとしては、一部装置の購入という名目で申請した。納入業者Bも、実際には発注を受けた一部装置とは別の装置を納品した上で、一部装置の納品の名目で代金（744,120円（消費税込み））の支払いを受けた。

③不正等に支出された競争的資金等の額及びその用途

額： 744,120円（消費税込み）

用途： 真空プラズマ装置の対価の一部として充当

④私的流用の有無

私的流用の事実は認められなかった。

⑤不正に関与した研究者数

1名

(3) 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

平成26年度の科学研究費補助金（分担金）は、一部装置の購入に充てられる予定であったが、納品期限に間に合わないことが判明したことから、研究者Aにおいて、名目上、一部装置の調達申請を行ったものであり、また、納入業者Bも、一部装置の発注を受け、別の装置を納品したものの、一部装置の納品という名目で代金の支払いを受けた、というものであり、全くの架空取引とはいえ、契約した物品とは異なる物品に差し替えて納品がなされたものであることから、研究者Aと納入業者Bは、共同して、科学研究費補助金の不正使用を行ったものと判断される。

また、研究代表者の所属する機関から産総研に対して分担金が交付された後は、産総研内で個々の物品の調達手続きは完結しており、制度上、研究代表者は物品の調達手続きに関与しない。また、科学研究費補助金を用いた研究においても、研究代表者と研究者Aは、それぞれの分担する研究を単独で実施しており、研究代表者は、研究者Aを指導等する立場には立っていないことなどから、本件科学研究費補助金の不正使用は、研究代表者の全く与り知らぬところで行われたものであり、研究代表者が管理上の責任を負うべき立場にもないと判断される。

<p>◇不正の発生要因と再発防止策</p>	<p>(1) 発生要因</p> <p>研究者Aに配分された平成26年度の科学研究費補助金の残額ではプラズマ装置を購入することができなかったところ、科学研究費補助金について繰越の手続きを執ることができることについての理解が不十分であり、繰越を行わなかった。また、平成26年度の運営費交付金と合算してプラズマ装置を購入することなどの相談を、研究ユニット長、研究ユニット支援担当者に対して行わなかった。こうした中で、研究者Aにおいて、納入業者Bと共同して、適正な手続きを執ることよりも、科学研究費補助金の残額を用いて不正な手段によりプラズマ装置を調達することを優先したことが発生要因である。</p> <p>(2) 再発防止策</p> <p>今後、同様の事案が起こることのないよう、次の再発防止策を徹底する。</p> <p>①研究者に対し、研究費の不正使用を行うことのないよう徹底を図る。</p> <p>具体的には、研究者向けe-learning、所内ニュースレターにおいて、研究費の不正使用の事例を具体的に盛り込み、コンプライアンスに対する意識をより一層高める。</p> <p>また、科学研究費補助金の申請にあたっての説明会において、研究費の不正使用の事例を具体的に盛り込み、コンプライアンスに対する意識をより一層高めるとともに、繰越の手続きを含め、計画的な予算執行を行うよう指導する。</p> <p>②研究者が研究ユニット支援担当者などに対して相談しやすい環境を充実する。</p> <p>③調達請求に係る決裁者、検収員、資産管理担当者等に対し、研究費の不正使用の事例を具体的に盛り込んだ研修を行い、コンプライアンスに対する意識をより一層高める。</p> <p>④調達請求等に係るマニュアルを充実し、その徹底を図る。</p> <p>⑤「産総研との契約等にあたっての注意事項」の事業者への周知徹底を図る。</p>
<p>◇その他（研究機関が行った措置）</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者の処分 <p>研究者Aに対し、職員就業規則に基づき、戒告の懲戒処分とした。 納入業者B、Cに対し、6か月の指名停止措置を行った。</p> </li> <li>・本件の公表状況 <p>平成28年6月10日（金） 当所ホームページに調査結果を公表 平成28年6月10日（金） 当所ホームページに指名停止措置を公表 平成28年6月13日（月） 当所ホームページに研究者Aの処分を公表</p> </li> </ul>